

知多都市計画事業知多半田駅前土地区画整理事業清算金事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知多都市計画事業知多半田駅前土地区画整理事業（以下「事業」という。）における清算金の取扱いについて、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）及び知多都市計画事業知多半田駅前土地区画整理事業施行規程（平成2年半田市条例第18号。以下「条例」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(清算金の相殺)

第2条 市長は、事業施行区内の宅地又は宅地について存する権利について清算金を交付すべき場合において、その交付を受けるべき者から徴収すべき清算金があるときは、法第111条第1項の規定により徴収すべき清算金（以下「徴収清算金」という。）と交付すべき清算金（以下「交付清算金」という。）とを相殺するものとする。この場合において、宅地の各筆又は所有権以外の各権利に係る交付清算金を徴収清算金に対し充当するときは、当該交付を受ける者が有する宅地の各筆又は所有権以外の各権利について金額の小さいものから順次行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第112条第1項本文の規定により供託する清算金については、相殺の対象としないものとする。

(清算金金額通知書の送付)

第3条 市長は、交付又は徴収する清算金の金額を、清算金金額通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(徴収清算金の徴収通知)

第4条 市長は、徴収清算金を徴収しようとするときは、納付期限の30日前までに徴収清算金を納付すべき者（以下「納付義務者」という。）に対し、徴収清算金通知書（第2号様式）により通知する。

(分割納付)

第5条 徴収清算金の分割納付の申出は、徴収清算金分納承認申出書（第3号様式）によって行うものとし、市長は、徴収清算金の分割納付を承認したときは、徴収清算金分納承認書（第4号様式）により通知する。

(分割納付の変更)

第6条 徴収清算金を分割納付すべき者が、分割内容について変更するときは、徴収清算金分納変更承認申出書(第5号様式)によって行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申出について承認したときは、毎回の納付期限及び納付額を定めて、徴収清算金分納変更承認書(第6号様式)により通知する。

(繰上納付)

第7条 徴収清算金を分割納付すべき者が、未納の徴収清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて納付(以下「繰上納付」という。)するときは、徴収清算金繰上納付承認申出書(第7号様式)によって行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申出について、未納の徴収清算金の全部の繰上納付を承認したときはその旨を、一部の繰上納付を承認したときは残額について毎回の納付期限及び納付額を定めて、それぞれ徴収清算金繰上納付承認書(第8号様式)により通知する。

(分割納付の取消し及び繰上徴収)

第8条 市長は、徴収清算金の分割納付を認められた者が、納付すべき徴収清算金を納付期限までに納付しないときは、徴収清算金分納承認取消通知書(第9号様式)により通知の上、その分割納付を取り消し、未納の徴収清算金の全部又は一部について、その納付期限を繰り上げて徴収(以下「繰上徴収」という。)することができる。

(繰上納付及び繰上徴収の利子)

第9条 繰上納付又は繰上徴収をする場合の利子は、既に納付した徴収清算金の直近の納付期限の翌日から繰上納付又は繰上徴収をする日までの日割りにより算出した額とする。

(徴収清算金の債務の相続)

第10条 徴収清算金に係る債務について相続があった場合、相続承継人はすべての相続承継人の連署押印による清算金債務の相続届(第10号様式)を市長に提出するものとする。

2 清算金債務の相続届(第10号様式)の提出がないときは、市長は、相続承継人及びその者の相続承継分を調査の上、これが判明した場合は当該調査結果に基づき、

不明の場合は法定相続に基づき、相続承継人を認定するものとする。

- 3 市長は、前2項の相続承継人に対し、徴収清算金債務承継通知書（第11号様式）により通知し、徴収清算金を徴収するものとする。

（徴収清算金の債務の引受け）

第11条 徴収清算金の債務に係る重疊的債務引受けの申出は、当初の納付義務者及び引受人が連署押印した重疊的債務引受けの承諾申出書（I）（第12号様式）によって行うものとし、市長は、債務の引受けを承諾したときは、重疊的債務引受けの承諾書（I）（第13号様式）により通知する。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合は、重疊的債務引受けの承諾申出書（II）（第12-1号様式）によって行えるものとし、債務の引受けを承諾したときは、重疊的債務引受けの承諾書（II）（第13-1号様式）により通知する。

（督促）

第12条 市長は、納付義務者が徴収清算金を納付期限までに納付しないときは、その納付期限の翌日から20日以内に、別に納付すべき期日を定めて督促状（第14号様式）を送付する。この場合において、その納付すべき期日は、督促状を発した日から10日以内において市長が指定する日とする。

（清算金徴収職員）

第13条 徴収清算金、利子及び延滞金の徴収を行うため、清算金徴収職員を置く。

- 2 清算金徴収職員は、職員のうちから市長がこれを命ずる。
- 3 清算金徴収職員は、清算金徴収職員証（第15号様式）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 清算金徴収職員は、徴収清算金の滞納処分のための財産の調査又は差押えのための質問検査を行うことができる。

（過誤納付の徴収清算金の還付又は充当）

第14条 市長は、過誤納付に係る徴収清算金があるときは、遅滞なく還付するものとする。ただし、未納付の徴収清算金があるときは、それに充当することができるものとする。

- 2 市長は、過誤納付に係る徴収清算金を還付又は徴収清算金に充当する場合は、過誤納付清算金の還付（充当）通知書（第16号様式）により通知する。

(交付清算金の交付通知)

第15条 市長は、交付清算金を交付しようとするときは、交付期日の30日前までに交付清算金通知書(第17号様式)により通知する。

2 交付清算金の交付を受けるべき者(以下「権利者」という。)は、前項の規定による通知を受けた後、請求書(第18号様式)を市長に提出するものとする。

(交付清算金の債権の相続)

第16条 交付清算金に係る債権について相続があった場合、相続承継人はすべての相続承継人の連署押印による清算金債権の相続届(第19号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する届出書を受理したときは、すべての相続承継者に対し、それぞれ交付すべき清算金債権承継額を交付清算金債権承継通知書(第20号様式)により通知し、交付清算金を交付する。

(交付清算金の債権の譲渡)

第17条 交付清算金に係る債権について譲渡があった場合に、署名押印した確定日付のある証書(写し)を添付した債権譲渡の通知(第21号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する届出書を受理したときは、譲受人に対し、それぞれ交付すべき清算金債権承継額を交付清算金債権譲渡承継通知書(第22号様式)により通知し、交付清算金を交付する。

(交付清算金の供託)

第18条 交付清算金を交付しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付清算金を供託する。

- (1) 法第112条第1項本文の規定に該当するとき。
- (2) 債権者が交付清算金の受領を拒否したとき。
- (3) 債権者の所在が不明のとき。
- (4) 債権者を確知することができないとき。

(交付清算金の事前通知)

第19条 市長は、法第112条第1項本文の規定により交付清算金を供託しようとするときは、宅地又はその宅地に存する権利について先取特権、質権又は抵当権を

有する債権者（以下「担保権者等」という。）に対し、あらかじめ、換地に伴う清算金の交付について（第23号様式）により照会する。

（交付清算金供託不要の申出）

第20条 法第112条第1項ただし書の規定により交付清算金を供託しなくてもよい申出をしようとする者は、換地に伴う清算金の交付について（第23号様式）に記載する日までに交付金供託不要の申出書（第24号様式）を提出するものとする。

2 担保権者等から交付金供託不要の申出書（第24号様式）が提出された場合は、第18条第1項の規定にかかわらず、該当権利者に交付清算金を交付する。ただし、複数の担保権者等があるときは、そのすべての者からの交付金供託不要申出書（第24号様式）の提出を要する。

（交付清算金の供託通知）

第21条 市長は、交付清算金を供託しようとするときは、権利者及び担保権者等に対し、清算金供託通知書（第25号様式）により通知する。

（台帳への記載）

第22条 市長は、徴収清算金を徴収しようとするときは、徴収清算金台帳（第26号様式）に整理記帳し、徴収清算金を徴収したとき又は納付義務者及び内容に変更があったときは、徴収清算金台帳（第26号様式）に記載する。

2 市長は、交付清算金を交付しようとするときは、交付清算金台帳（第27号様式）に整理記帳し、交付清算金を交付したとき又は権利者及び内容に変更があったときは、交付清算金台帳（第27号様式）に記載する。

3 市長は、交付清算金を供託しようとするときは、清算金供託台帳（第28号様式）に整理記帳し、交付清算金を供託したときは、交付清算金台帳（第27号様式）及び清算金供託台帳（第28号様式）に記載する。

（氏名又は住所変更）

第23条 納付義務者及び権利者は、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、住所等変更届（第29号様式）を市長へ提出するものとする。

（滞納処分）

第24条 徴収金の滞納処分については、国税徴収法（昭和34年法律第147号）

に規定する滞納処分の例による。

(委任)

第25条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成28年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。